

7 健康日本21都道府県主管課長等会議質疑応答

健康増進法について

質問 健康増進法について

健康増進法案が可決された場合、今後どのように健康日本21に取り組んでいくのか。
(兵庫県)

(答)

「健康日本21」を法制化することが健康増進法案の制定趣旨の一つであり、同法案が可決、成立したことを受け、厚生労働省としては、「健康日本21」の一層の推進に努めてまいり予定である。

具体的には、「健康日本21」の推進方策である①普及啓発、②推進体制整備・地方計画支援、③保健事業の効率的・一体的推進、④科学的根拠に基づく事業の推進、の4つの柱について、法の趣旨に即して徹底してまいりたい。

質問 健康増進法について

法案成立後のスケジュールについて
①政省令、通知等の概要について
②県条例・規則等の制定、改正の留意点
等についてご教示いただきたい。

(佐賀県)

(答)

同法は、公布の日から起算して9月を超えない範囲において政令で定める日から施行することとされており、施行日までに政省令、通知等を示したいと考えている。

なお、すでに、栄養改善法に基づき規則等を制定している地方公共団体におかれでは、今回の健康増進法の施行に伴い栄養改善法が廃止されることから、法制的には、所要の見直しが必要になるものと考えるが、いずれにせよ、既存の規則の内容等は、地方公共団体によって様々であることから、各地方公共団体において検討・対応をお願いしたい。

また、健康増進法に関連した条例、規則の制定については各地方公共団体の判断によることとなる。

健康日本21の中間評価について

質問 健康日本21の中間評価について

平成12年3月31日付け健医発第612号厚生省保健医療局長通知によると、「健康日本21」の中間評価は2005年を目途に行うこととされているが、国として、この中間評価の方法、具体的スケジュール等について、現時点でのようにお考えか、お示しいただきたいたい。
(北海道)

(答)

評価の方法論に関しては、平成13年度より厚生労働科学研究における研究助成を行い、研究による検討を進めると同時に、今年度より、健康日本21評価手法検討会において、検討を進めているところである。これら研究成果及び検討会報告を踏まえて、2005年度に予定している中間評価年に向けて、運動の評価の実施に関する検討を進めていきたいと考えている。

ヘルスアッププラン 地方財政措置について

質問 ヘルスアッププランについて

全国での活用状況と具体的事業について、どのような状況にあるのか。

(長野県)

(答)

全国での活用状況と具体的事業については、網羅的に把握していないが、具体的事業の事例については、本日配布している資料を参考にしていただきたい。

質問 ヘルスアッププランについて

- ・15年度も14年度と同じくらいの額が予算化されるのか。
- ・ヘルスアッププランを活用している市町村が全国でどのくらいあるのか。把握できていれば教えていただきたい。
- ・14年度ヘルスアッププランの市町村人口規模別での予算化について教えていただきたい。

(岡山県)

(答)

予算については、単年度主義であることから言及はできないが、15年度についても引き続き予算化されるよう考えている。

活用状況については、長野県に対する回答のとおり。

市町村人口規模別での予算化については、総務省において作成される、「地方交付税経費別単位費用積算基礎」に掲載されるのでそれを参考にされたい。